

明石市高齢者保健福祉施設審査基準 【介護医療院】

評価項目		評価の目安
法人関係	(1) 目的・運営方針	事業実施の目的が明確で、施設運営方針が具体化されており、事業者として適正であること。
	(2) 既存事業所の運営実績	施設等のサービスとしての運営実績があること。 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の運営実績がある。
施設関係	(3) 利用者の見込み	施設需要の見込や、入居者の介護度について、具体的・現実的に説明されていること。
	(4) 基本計画関係	施設の構造や設備が、入居者にとってより配慮されたものになっていること。敷地内通路や駐車スペース等が確保されていること。
	(5) 従事職員関係	職員の採用について具体的に計画していること。 採用後の職員の質の向上につながるような研修計画を明確にしていること。
	(6) 施設用地・法的規制	建設用地は確実に確保され、当該用地に係る各種法的規制が解除できるとともに、消防署等関係機関との協議状況から許可等を得る見込に確実性があること。
	(7) 立地条件・周辺環境	近隣に騒音・悪臭を排出する工場や娯楽施設、風俗施設等がなく、立地条件が適正であること(現地確認で評価)。
	(8) 事業所のPRポイント (ハード面、サービス面)	応募事業者の事業に対する考え方、応募サービスに対するの理解度等が具体的に記載されており、応募サービスを行うに当たって効果的な内容と判断できること。
	(9) 医療機関との連携	協力医療機関等との連携内容が明確かつ具体的な内容となっていること。また緊急時に十分な緊急体制が確保されていること。
利用者関係	(10) 虐待防止対策	虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じる内容となっているか。
	(11) 身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じる内容となっているか。
	(12) 看護及び医学的管理の下における介護	入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状等の状況に応じた介護が行われる内容となっているか。
	(13) 機能訓練・栄養管理・口腔衛生管理の計画的な実施	入所者の自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状況に応じ計画的に行う内容になっているか。
	(14) 苦情処理対応	入所者及びその家族からの処遇面等の苦情に対し、迅速かつ適切な対応ができるような内容になっていること。
	(15) 非常災害対策	非常災害に備えた関係機関への通報及び連絡体制の整備を行うなどの具体的取組が明記され、併せて業務継続に向けた取組や他事業所との連携内容についても明記されていること。
	(16) 事故防止・安全対策及び事故発生時の対応	事故防止のため十分な安全対策を立て、事故防止を図っていること。また、事故発生時の対策が十分なされていること。
地域関係	(17) 感染症及び食中毒の予防の取り組み発生時の対応	感染症に対するまん延防止のため十分な安全対策を立て、感染症拡大防止を図っていること。また、感染症発生時の対策が十分なされていること。
	(18) 地域住民の理解	地域住民への説明会の開催計画から、地域の理解を得る見込みに確実性があること。 ・既に説明会を開催しており、理解を得ていることが確認できるとともに、今後の開催計画が明確である。・・・A ・説明会の開催計画から、予定が具体化されている。・・・B ・説明会の開催計画があるものの、不透明である。・・・C ・説明会の開催について、計画の記載がない。・・・D
その他	(19) 地域との連携	地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域交流を図る内容となっているか。
	(20) スケジュール	用地取得等を含め、工期等が十分に確保されるとともに工程上の矛盾がなく、適正で実現可能なスケジュールであること。
資金関係	(21) 施設整備資金計画	整備・運営資金の調達計画に確実性と適正性があること。
	(22) 事業運営資金計画・年度別資金収支予算書	資金計画書・年度収支予算書等により、財政運営が健全であると判断できること。
	(23) 人件費調書・年度別資金収支予算書	サービス提供や人材確保にあたり必要な経費が適正に見積もられていると判断できること。
	(24) 法人の財務基盤	法人の過去の決算書、申告書等により、安定した財務基盤であると判断できること。